

大阪弁護士会（大阪弁護士会館）事務局の
窓口及び電話対応時間の短縮・曜日の縮小の継続について
－ 6月末日まで継続します－

新型コロナウイルス感染症拡大防止として、4月10日より、当会事務局の窓口及び電話対応時間を短縮し、4月23日より、窓口業務及び電話業務の曜日を縮小しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せない現状を鑑み、6月末日まで、当会事務局の窓口、電話対応業務を週3回（月・水・金、祝日を除く）とする体制を継続させていただきます。

皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 大阪弁護士会事務局窓口及び電話対応の曜日・時間

【対応曜日】 月・水・金（祝日を除く）

【時間】 10時～12時、12時45分～16時

但し、法律相談及び市民窓口の電話受付は、曜日を限定せず実施中

2. 期間 6月30日（火）まで

（7月以降の体制は6月中旬頃に方針を決めて告知する
予定です。）

以上